

令和 7 年度高知県立中学校入学志願者取扱要項

I 出願資格

- 1 高知県立安芸中学校、高知県立高知国際中学校及び高知県立中村中学校（以下「県立中学校」という。）の第 1 学年に出願できる者は、以下のいずれかに該当する者とする。

ア 令和 7 年 3 月に、小学校、義務教育学校前期課程又はこれに準ずる学校を卒業又は修了する見込みの者

イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校以外の教育施設に在籍する者で、高知県教育委員会が、小学校を卒業した者と同等程度以上の学力を有すると認めた者

- 2 通学区域は、高知県立中学校の通学区域に関する規則（平成 13 年高知県教育委員会規則第 10 号）による。

なお、通学区域外から入学を希望する者で、上記 1 に定める資格を有し、かつ、以下のいずれかに該当する者については、所定の期間内に必要書類を提出し、高知県教育委員会の承認を受けることで、通学区域外の県立中学校に出願することができる。

ア 保護者の転勤等に伴う転居により、通学区域が異なる県立中学校への出願を希望する高知県在住の者

イ 他の都道府県等から保護者と共に高知県内に転居する者

ウ 高知県立高知国際中学校への出願を希望し、受検者本人のみ他の都道府県等から転居する予定の者で、高知県教育委員会が別に定める要件を満たす者

II 入学定員

各県立中学校の入学定員は、次のとおり定める。

高知県立安芸中学校 60 名

高知県立高知国際中学校 80 名

高知県立中村中学校 60 名

III 日程

事 項	日 時	備 考
入 学 願 書 ・ 受検票等の配布	令和 7 年 1 月 6 日（月）から 配布時間帯は午前 9 時から午後 5 時まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	○ 志願先県立中学校で配布する。
出 願 期 間	令和 7 年 1 月 20 日（月）から 1 月 23 日（木）までの 午前 9 時から午後 5 時まで ※ 郵送の場合は、必ず書留速達便とし、1 月 23 日 までの消印のあるものを有効とする。	○ 入学手数料として、 2,200 円の高知県収入証 紙を貼ること。
適性検査、作文 及 び 面 接	令和 7 年 2 月 15 日（土）午前 9 時から	
入 学 予 定 者 の 発 表	令和 7 年 2 月 20 日（木）午後 4 時	○ 各県立中学校において 受検番号を発表する。 ○ 受検者全員に郵送で通知する。

入学意思確認書の提出	令和7年2月21日（金）から 2月27日（木）までの 午前9時から午後5時まで ※ 郵送の場合は、必ず書留速達便とし、2月27日 までの消印のあるものを有効とする。	○ 郵送の場合は、左記の 期間とし、直接各県立中 学校に提出する場合は、 左記の期間内で各学校が 定める日程とする。
補欠入学期間	令和7年3月6日（木）から3月7日（金）まで	

IV 検査内容

入学志願者全員に対して、適性検査、作文（以下「検査等」という。）及び面接を実施する。

V 入学予定者の決定

- 1 入学予定者は、各県立中学校長及び各県立中学校長が任命する委員によって構成する入学
者選考委員会（委員長は、当該県立中学校長を充てる。）を各県立中学校内に設け、検査等
及び面接の結果並びに志願理由書を資料とし、入学志願者の意欲や目的意識等を総合的に判
断し決定する。
- 2 検査等及び面接の実施方法等については、高知県教育長が令和7年度高知県立中学校入学
志願者取扱要領（以下「取扱要領」という。）で定める。
- 3 各県立中学校長が必要と認める場合は、入学予定者の決定とともに補欠入学予定者を決定
することができる。
- 4 その他
 - （1）特定の市町村（学校組合）立の中学校区から県立中学校への希望が著しく偏る傾向が見
られる場合には、中学校区ごとに入学予定者の人数の制限を設ける。
 - （2）各県立中学校長は、出願について不正の事実があったときは、入学後においても、入学
の取消し等の措置を行うことができる。

VI 補欠入学

- 1 補欠入学は、入学辞退者が生じた場合、これを実施する。
- 2 補欠入学を実施するに当たっては、Vの3に定める補欠入学予定者を対象に、順次、入学
予定者に充てる。
- 3 補欠入学の実施方法等については、取扱要領で定める。

VII その他

この要項に定めるもののほか、県立中学校の入学者の決定に関し必要な事項は、取扱要領で
定める。

VIII 附則

この要項は、令和6年6月13日から施行する。